

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の休日休暇及び勤務時間等に関する規則)

別表第1 (第12条関係)

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任 期	6月を超え 1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	5月を超え 6月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	4月を超え 5月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	3月を超え 4月以下	3日	2日	1日	1日	0日
	2月を超え 3月以下	2日	1日	1日	0日	0日
	1月を超え 2月以下	1日	0日	0日	0日	0日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第2 (第12条関係)

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の休日休暇及び勤務時間等に関する規則)

別表第3 (第13条関係)

事 由	期 間
<p>1 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>
<p>2 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>5 選挙権その他公民としての権利の行使</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>6 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続した5日の範囲内の期間</p>

〔別枠速見三八〕

(別杵速見地域広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の休日休暇及び勤務時間等に関する規則)

7 会計年度任用職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
8 その他任命権者が特に必要と認める場合	その都度必要と認める日又は時間

〔別杵速広三八〕

四七〇

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の休日休暇及び勤務時間等に関する規則)

別表第4 (第13条関係)

事 由	期 間
1 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
2 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
3 生理日の就業が著しく困難な女性の会計年度任用職員が休暇を請求した場合	請求の期間。ただし、2日を超えるときは、必要と認められる期間
4 妊娠中の女性の会計年度任用職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受ける場合	妊娠満23週まで4週間に1回、妊娠満24週から満35週まで2週間に1回、妊娠満36週から出産まで1週間に1回。1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
5 妊娠中の女性の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものである場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間
6 妊娠中の女性の会計年度任用職員が、妊娠障害のため勤務することが困難である場合	14日を超えない範囲内(医師等により指示された範囲内)

〔別枠速見三八〕

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の休日休暇及び勤務時間等に関する規則)

	でその都度必要と認める日又は時間
7 生後1年に達しない子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ60分以内の期間
8 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。次号において同じ。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は予防接種若しくは健康診断に付き添うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間
9 要介護者の介護、通院の付添い等必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間
10 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

〔別枠速見三八〕

四七二

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の休日休暇及び勤務時間等に関する規則)

11 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（第3号、第4号及び前号に掲げる場合を除く。）	1の年度において別表第6の定める期間
--	--------------------

〔別枠速見三八〕

四七三

別表第5 (別表第3関係)

親 族	期 間	
	血 族	姻 族
配偶者	10日	
父母	7日	3日
子	5日	1日
祖父母	3日	1日
曾祖父母	3日	1日
孫	1日	
兄弟姉妹	3日	1日
伯叔父母	1日	1日

別表第6 (別表第4関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日 数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。